

京情審答申第125号
平成30年3月27日

京都府知事
山田啓二様

京都府情報公開審査会
会長山本克己

公文書部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について
(答申)

平成29年9月21日付け9観第233号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が部分公開とした判断は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 平成28年9月20日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成25年から平成27年までの間に城陽市から報告があった京都府観光入込客数等調査に係る資料を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成28年10月4日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した上で、同年11月18日、対象公文書として、平成25年、平成26年及び平成27年観光入込客数・消費額調査表別記調査票1及び2（城陽市分）（以下「本件公文書」という。）を特定するとともに、条例第10条第1項の規定により公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 3 平成29年2月2日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 平成29年9月21日、実施機関は、条例第19条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

実施機関が本件公文書で非公開としているのは、2箇所の観光地点名及び1箇所の分類番号（うち小分類）（以下「本件非公開情報」という。）である。

本件公文書は、実施機関が保有する公益性の強い基礎データであり、府民に説明することができない本件処分は、データそのものの公益性及び公共性の視点で信頼性が揺らぐものと考えられる。

実施機関が行う観光入込客数及び観光消費額調査（以下「本件調査」という。）において、実施機関から依頼を受けた城陽市が調査対象とした事業者（以下「事業者」という。）の選定も任意であり、本件調査の結果の数値も、統計学上科学的合理性が担保されたものではなく、任意の推計値にすぎない。

実施機関は、本件非公開情報を公にすることにより、今後、事業者から調査協力を得ることができなくなる可能性があり、当該調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第5号に該当すると主張しているが、城陽市は、文書による意思を明示しているわけではなく、府は、支障を及ぼす「おそれがあるため」という抽象的可能性をもって本件処分を行っている。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関が、弁明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

条例第6条第5号の規定により、原則公開の例外として、「府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する場合について、非公開とする旨を定めている。

本件公文書は、本府の観光施策の推進に当たっての基礎資料とすることを目的に実施している本件調査において、毎年1月頃、実施機関が城陽市に対し依頼した後、城陽市が事業者に対し照会し、事業者から任意に提供を受けた情報を集約して実施機関に報告されたものである。

本件請求に対して決定を行うに当たり、本件公文書の作成者である城陽市に対し、条例第14条第1項の規定により、本件公文書に記載されている事業者の情報を公開することについての意見照会を行い、これを受けて城陽市が事業者に対し照会したところ、一部の事業者から、本件非公開情報については、公にすることにより、事業者の競争上の利益を害するおそれがあり、また、今後の地域に根付いた事業活動に影響を与えるおそれがあるものであるため、公表しないことを条件に、事業者が本件調査に協力していることから、非公開とすべきである旨の意見があり、これを踏まえ、城陽市から実施機関に対して意見照会に係る回答があった。

本件非公開情報を公にすることにより、事業者と城陽市との信頼関係が損なわれ、城陽市が事業者からの報告を受けることができず、過去の調査結果との比較ができなくなるおそれ、また、府と城陽市との信頼関係が損なわれ、本件調査について協力を得ることができなくなるおそれがあり、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなる。

したがって、本件非公開情報は、公にすることにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであると認められ、条例第6条第5号に該当する。

第6 審査会の判断理由

1 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、本件非公開情報が条例第6条第5号に該当することを根拠として実施機関が行った本件処分は妥当でない旨を主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

条例第6条第5号は、府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

審査請求人は、事業者の選定が任意であること、また、本件調査の結果の数値は、統計学上科学的合理性が担保されたものではなく、任意の推計値にすぎないことから、本件非公開情報を公にすることにより、今後、事業者から調査協力を得ることができなくなるおそれはないと主張する。

実施機関に確認したところ、本件公文書には、事業者における来訪者の人数の推移を各月又は年単位で示しているなど、事業者の経営に関する情報が記載されていることから、一部の事業者については、本件非公開情報を公にすることにより、事業者の競争上の利益を害するおそれがあり、また、今後の地域に根付いた事業活動に影響を与えるおそれがあるものであるため、公表しないことを条件に、本件調査について協力を得ているとのことであった。

これを公にすることにより、事業者と城陽市との信頼関係が損なわれ、城陽市が事業者からの報告を受けることができず、過去の調査結果との比較ができなくなるおそれ、また、府と城陽市との信頼関係が損なわれ、本件調査について協力を得ることができなくなるおそれがあるとの実施機関の主張に不合理な点はない。

したがって、本件非公開情報については、公にすることにより、府の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、条例第6条第5号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

2 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 9月21日	諮問書の受理
平成29年12月 5日	第1回審査会
平成30年 2月21日	第2回審査会
平成30年 3月27日	答 申